

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和37年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月31日から同年8月1日まで

私は、昭和34年4月20日にA社B事業所で採用され、平成11年2月1日まで同社B事業所及び同社C事業所並びにその関連会社に継続して勤務したが、昭和37年8月の同社C事業所への転勤時において、1か月の厚生年金保険の未加入期間があるので厚生年金保険被保険者記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社員名簿及び雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和37年8月1日に同社B事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和37年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出したとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年8月から6年3月までの期間及び8年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年8月から6年3月まで
② 平成8年2月

私は、20歳になった頃、まだ大学生であったため、父親が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付してくれた。年金事務所からの回答では、申立期間①が免除期間とされているが、私も父親も、免除申請の手続をした覚えは無く、当時、両親は共に地方公務員であり、所得があったことから免除の要件を満たしていなかったはずである。

申立期間①は、免除ではなく国民年金保険料を納付したはずであり、また、申立期間②も保険料を納付したはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A市町村保管の平成4年度及び5年度に係る収滞納一覧表によると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付した記録は見当たらず、同一覧表に記載された記録は、オンライン記録と合致している上、申立人の申立期間①に係る年金記録が訂正又は取消しされた履歴も無い。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間①の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の父親からも納付した時期や金額等申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる具体的な証言は得られなかった。

さらに、申立人は、「私も父親も申立期間①の免除申請の手続を行った覚えは無い。」と主張しているところ、i) オンライン記録によると、申立人は平成4年*月*日付けで国民年金の被保険者資格を取得した後、同年*月19日に平成4年度に係る免除申請書が受付されていることが確認できる上、日本年金機構は、オンライン記録における申立人の被保険者資格取得理由は「学生」と登録されている旨回答していること、ii) 国民年金保険料免除申請書(学生用)には、世帯主との同居・別居の別、通学する学校の名称等の

記入が必要となる上、同免除申請書の提出に際しては、在学証明書又は学生証の提示等が必要であり、A市町村は、「役場において、職権で国民年金保険料免除申請書（学生用）を作成することはなかった。」と回答していることを踏まえると、申立人の申立期間①に係る免除申請が、国民年金資格取得届と同時に行われた可能性が考えられる。

なお、申立人は、「申立期間①当時は、両親は共に地方公務員であったため、学生免除が承認される要件を満たしていなかったはずである。」と主張しているところ、申立期間①に係る国民年金保険料免除申請書（学生用）は保管されていないため、申立期間①における免除申請に係る所得調査等については確認できないものの、A市町村は、「国民年金保険料免除申請書（学生用）に記載された世帯主及び親元の世帯員のうち、収入のある者として記入された者のみ所得調査を行った。」と回答していることを踏まえると、仮に、収入のある者として世帯主のみが記載されていた場合、免除の要件に該当し、免除が承認された可能性も否定できない。

- 2 申立期間②について、A市町村保管の平成7年度に係る収滞納一覧表に申立人の氏名は確認できない上、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号又は基礎年金番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人の国民年金被保険者資格取得日（平成8年2月29日）及び資格喪失日（平成8年3月18日）は、平成12年1月24日に記録が追加されていることが確認できることから、申立期間②当時は未加入期間として取り扱われている上、当該記録が追加された時点では、申立期間②は、時効により国民年金保険料を納付できない期間に該当する。

さらに、申立人は、「申立期間②の国民年金保険料は、父親が納付してくれた。」と主張しており、申立期間②の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとされる申立人の父親は、申立期間②の保険料を納付した記憶は無いとしている。

- 3 申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 4 月 29 日から同年 5 月まで

私が保管するA社での平成 17 年 4 月支給分及び同年 5 月支給分の給与支給明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるにもかかわらず、厚生年金保険の記録では同年 4 月 29 日に資格喪失しており、同年 4 月及び同年 5 月は厚生年金保険の被保険者期間とされていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の保管する平成 17 年 4 月支給分及び同年 5 月支給分の給与支給明細書において厚生年金保険料が控除されていることから、同年 4 月及び同年 5 月を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと申し立てている。

しかしながら、申立人に係る雇用保険の被保険者記録及びA社から提出された人事記録から、申立人が同社を退職した日は、平成 17 年 4 月 28 日であることが確認できる上、申立人自身も、「雇用保険の記録に間違いはない。」と回答している。

また、A社から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」の資格喪失年月日欄に平成 17 年 4 月 29 日と記載されていることが確認でき、これは、申立人に係るオンライン記録と一致している。

さらに、厚生年金保険法第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また同法第 14 条において、厚生年金保険被保険者資格の喪失時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、申立人がA社を退職した平成 17 年 4 月 28 日の翌日の同年 4 月 29 日であり、申立人の主張する同年 4 月及び同年 5 月は、年金額計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間には算入されない。

加えて、A社は、申立人の平成 17 年 4 月支給分及び同年 5 月支給分の給与

から厚生年金保険料を控除したことについて、「当社の事務ミスにより、誤って厚生年金保険料を控除した。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月1日から50年6月1日まで

私は、A事業所を昭和48年3月末日に退職し、同年4月から50年5月末日までの期間、B事業所に勤務したが、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が無い。当該事業所では、A事業所において控除されていた厚生年金保険料と同じ額を給与から控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、B事業所に勤務していたことについては、当該事業所の事業主（死亡）の妻の供述、申立人が記憶しているA事業所からの転職の経緯及び申立人から提出された当時の関係書類から推認できる。

しかしながら、事業主の妻は、「申立期間当時、B事業所で勤務していた者は、夫と申立人の二人であった。」と供述しているほか、申立人も同様の供述をしていることから、当該事業所は申立期間当時、厚生年金保険法の強制適用事業所では無かったと考えられる上、オンライン記録によると当該事業所は適用事業所としての記録が無い。

また、B事業所の事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況等について供述が得られない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間は申立人が厚生年金保険の被保険者となることのできない期間であったことから、申立人は、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年6月1日から34年10月25日まで
② 昭和35年11月20日から40年4月11日まで

日本年金機構からの通知によると、申立期間の厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を受け取ったとされているが、当時、私は、脱退手当金という制度は知らず、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年以内に同社で資格喪失した女性従業員のうち、脱退手当金の受給資格がある32人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、i) 申立人を含む14人に脱退手当金の支給記録が確認できる上、そのうち11人が資格喪失日から約5か月以内に支給決定されていること、ii) 前述の14人のうち連絡が取れた同僚は、脱退手当金について、「会社が代理で手続をしてくれた。」と供述していることを踏まえると、当時、同社では、事業所が脱退手当金の請求手続を行っていたことがうかがえる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があるとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和40年7月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、A社の当時の事業主は既に死亡しており、元取締役は、「当時の脱退手当金のことについては、記憶していない。」と供述している上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月24日から43年2月1日まで
② 昭和43年2月1日から48年11月1日まで

日本年金機構の回答によると、A社及びB社における厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を受給したとされているが、私は脱退手当金を請求し受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の最終事業所であるB社を管轄しているC市町村内の年金事務所には、申立人に係る「脱退手当金裁定請求書」等の脱退手当金支給関係書類が保管されており、当該書類の氏名欄は全て申立人の旧姓が記載されているところ、i)「脱退手当金裁定請求書」及び「退職所得の受給に関する申告書」に記載されている請求者の住所は、申立人の婚姻先の住所地と一致していること、ii)「退職所得の受給に関する申告書」には、婚姻先の住所地を管轄していた「D社会保険事務所」と印刷されていること、iii)「厚生年金保険脱退手当金裁定伺」の送金又は振込金融機関名欄に「* E」と記載されていることから、申立人は、婚姻先の住所地から旧姓で脱退手当金を請求し、裁定を行った社会保険事務所(当時)は、当該住所地の最寄りのE郵便局に脱退手当金を送金したものと推認できる。

また、申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を示すゴム印が押されている上、支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。